

## 決 議

(平成28年5月19日 於 定時総会)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は一進一退の足踏み状態を続けており、新興国経済の減速や年明け以降の国際金融市場の不安定化、足元では熊本地震による被害の影響など、先行きを楽観視できる状態にない。

今はまず、被災者支援、被災地復興に我々産業界が連携して取り組み、正常な日常生活や生産・流通活動を一刻も早く取り戻していく必要がある。

他方、日本経済を力強い成長軌道に戻し、デフレから完全に脱却していくためには、政府による規制・制度改革等の成長戦略の加速や地方創生、成長と財政再建の両立とともに、我々産業界がイノベーションを加速し、わが国経済に新しい息吹を吹き込んでいく必要がある。

そのためには、IoTや人工知能等の新たな情報技術を活用し、日本の「ものづくり」を新たな形態へと進化させ、付加価値を高めていくことが重要である。

また、国際的な企業活動の重要性が増す中、日本企業が安心して海外で事業展開できる環境づくりを急ぐためには、TPPやRCEP、FTAAP、日・EUのEPA、日中韓FTA等、自由貿易の促進や国際通商ルール作りに粘り強く努力していくべきである。

同時に、国内では中小・中堅企業における競争力強化が益々重要であり、海外展開も視野に入れた営業活動、高度な経営管理、そのための人材育成等の支援体制を一層充実し、あらゆる産業の活力を強化していくことが不可欠である。

このような状況において、社会インフラから生産設備まであらゆる資本財を提供する我々産業機械業界は、東日本大震災、熊本地震の被災地域の経済社会の再生に引き続き取り組むとともに、わが国の産業競争力をより一層強化するため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力の提供に取り組んでいく所存である。

併せて、わが国の強みであるエネルギー・環境保全分野に関する技術やサービスにさらに磨きをかけ、関連産業と連携しながら、新たな市場を創造し、地球環境保全と日本経済の再生に引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

## 1．日本経済を力強い成長軌道へ戻すための施策

- (1) 東日本大震災、熊本地震の被災地の復興や、福島再生のさらなるスピードアップに向け、大胆な規制緩和や特区の創設等を図り、地場企業・産業の再建・活性化や除染作業等を着実に進めること。
- (2) 日本経済を力強い成長軌道へ戻すため、規制・制度改革等の成長戦略を加速させ、新市場の創出や設備投資の拡大等に繋げていくことで、経済全体を活性化させ、さらなる企業の競争力強化、国の経済成長という好循環を形成すること。
- (3) 国内において労働人口の減少が進む中、一人あたりの生産性の向上・効率化やダイバーシティによる人材活用の拡大等、成長力の強化を目指した各種施策を推進すること。
- (4) 企業の国際競争力を強化するとともに、対内直接投資を積極的に呼び込む観点からも、税制改革、社会保障負担の軽減、エネルギーミックスの最適化等により、事業環境の国際的なイコールフットイングを早期に実現すること。
- (5) 為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。
- (6) 事後保全から予防保全への転換等、老朽インフラの保全・整備のための公共投資を積極的かつ効率的に実施するとともに、高度な点検・診断技術や補修・更新方法の開発を加速させる各種施策の充実、PPP・PFI といった手法のさらなる活用等、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取り組みを進め、安全で安心な社会の構築を目指すこと。

## 2．製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) イノベーション創出の主体的役割を果たすわが国製造業の技術力のさらなる強化や生産性の向上に向け、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置・補助事業等の施策を一層充実させること。また、先端技術の市場化や導入促進等の各種施策を重点的に展開するとともに、世界の製造業をリードしていくための国際標準化・規格化づくりを一層強化していくこと。
- (2) IoT や人工知能等の新たな情報技術の活用により、日本の「ものづくり」をさらに進化させ、企業の技術力や生産性を抜本的に高めていくため、企業間の革新的な連携を可能にする共通プラットフォームの構築やセキュリティ対策等の各種施策を一層充実させること。
- (3) 輸出競争力をさらに高めるため、TPP や RCEP、FTAAP 等の大型 EPA や日・EU の EPA、日中韓 FTA 等への取り組みを強力に推進し、世界の新たな経済秩序作りに一層貢献すること。また、中小企業や地域経済が EPA・FTA を積極的に活用し、新たな成長へ繋げていくための取り組みを一層強化すること。
- (4) わが国産業の基盤を支える中小製造業の競争力をより強化するとともに、国際的な事業活動を支援するための各種施策を一層充実させること。
- (5) 新事業・新産業創出のため、産官学連携による技術開発の推進、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充、「ものづくり」を支える人

材やグローバル人材の育成、外国人材の活用拡大、イノベーションの創出や産業競争力の維持・強化に不可欠な理工系人材の育成の施策を総合的に進めること。

### 3. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 多様なエネルギー源を組み合わせたエネルギーミックスによる安全・安心で経済性・環境性のバランスのとれたエネルギー供給体制を早期に構築すること。また、安全性の確認された原子力発電所については、地元の十分な理解を得ながら再稼働を進めるとともに、原子力発電の安全性を世界最高水準に高めるための技術開発や人材育成等への支援を一層充実させること。
- (2) 温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比26%削減するため、再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及・促進、革新的省エネルギー技術や蓄電池技術の開発支援、工場等の未利用エネルギーの有効利用等に伴う規制緩和等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。また、水素、バイオマス、風力、地熱、海洋資源等の開発・利用等を強力に推進すること。
- (3) 地球規模での温室効果ガス削減に積極的に貢献していくため、わが国は国内での排出削減のみならず、二国間クレジットの推進に加え、ODAやJBIC等による支援を拡充させ、日本企業の優れた環境技術を活かした国際的な貢献をさらに強化すること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

### 4. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 日本企業が新興国等で質の高いインフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、官民連携したトップ外交を強力に推進するとともに、ODAやJICA、JBIC、NEXI等による支援を充実させること。なお、日本企業の優れた技術の活用を促進するため、円借款に関する調達制度等の改善を図ること。
- (2) アジアインフラ投資銀行(AIIB)への対応は、日本企業が競争上不利になることのないよう進めること。
- (3) 海外において事業活動を安全に実施できるよう、各国の事情に応じたガイドラインの整備や緊急時の迅速かつきめ細やかな情報発信、国外退避手段の確保等、各種支援を拡充すること。
- (4) 租税条約の締結国の拡大や既締結条約の高水準な内容への改定、非関税障壁の撤廃、海外出張・勤務者の就業ビザの取得緩和、知的財産保護、駐在員当たりの現地労働者雇用義務等に関する協議を推進するとともに、海外競合企業への技術情報等の流出を抑止するための対策強化を図ること。

## 当業界のなすべき事項（決意）

### 1．わが国の再生、競争力の強化

- (1) 東日本大震災、熊本地震の被災地の復興を加速し、被災地域の経済社会の再生に向け業界一丸となって取り組む。また、老朽化した全国の社会インフラの整備等に取り組み、災害リスクを軽減させ、日本の立地競争力の強化に貢献する。
- (2) わが国の産業競争力のさらなる強化に貢献するため、「ものづくり力」の強化やイノベーションの加速等により付加価値の向上を図る。
- (3) エネルギー・環境分野での社会貢献を含め、新規成長分野の開拓や社会インフラ等の海外戦略の強化に努める。特に、風力発電やバイオマス等の再生可能エネルギー分野での新たな需要の開拓に取り組む。
- (4) 産業機械の標準化・規格化を推進し、市場のグローバル化への対応を図るとともに、さらなる産業の発展を目指す。
- (5) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、産業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (6) 産業振興に寄与する対策を検討し、取りまとめた上で政策当局に提言していく。

### 2．国際協力・国際交流の推進

- (1) 新興国等のインフラ整備や環境保全等に貢献するため、現地メーカーや団体等との技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (2) 調査団等を派遣し、海外市場に関する的確な情報把握に努める。
- (3) 海外の産業機械業界との協調関係をより強化する。

### 3．環境問題への対応

- (1) 地球温暖化対策、廃棄物の排出削減・再利用・再資源化を推進するとともに、高効率な省エネ機器の普及促進や革新的技術の開発等に努める。
- (2) 揮発性有機化合物（VOC）の使用削減のため、大気排出実績等の調査研究を進める。
- (3) 「産業機械工業の環境に関するグランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実を図る。

### 4．その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取りまとめる。
- (2) 従業員、企業、業界の組織的努力により安全意識をさらに向上させ、産業事故を未然に防止し、職場のゼロ災害達成を目指す。